

任意継続被保険者となる方へ（確認書）

- 任意継続保険は、最長2年間継続加入できる保険であり、保険料も基本的に2年間に変更ありません。

（※但し保険料率の変更等があった時は、その料率に準じて算出した保険料に変更となります）

- 当健保の任意継続保険に加入する前に必ず「国民健康保険」と比較検討のうえ加入してください。（申請書提出後の変更はご遠慮ください。）

- 加入後、以下(1)～(7)のとき任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1) 資格取得した日から2年を経過したとき（期間満了）
- (2) 保険料を納付期日までに納付しないとき（その翌日が喪失日となります）
- (3) 被保険者が死亡したとき（その翌日が喪失日となります）
- (4) 再就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- (5) 船員保険の被保険者となったとき
- (6) 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
- (7) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（本人都合のとき）

※ 資格喪失日以降、当健保組合から交付した資格確認書等は家族分も含め使用することはできません。使用できなくなった資格確認書等は簡易書留やレターパックなど必ず追跡可能な送付方法で返却してください。（送料は被保険者本人の負担となります）
ただし、(1)及び(6)は期間満了となるため資格確認書の返却は不要です。
万が一、資格喪失日以降に資格確認書を医療機関等で使用した場合は医療費等を返還請求いたします。

本確認書の記載内容について了承し、任意継続保険に加入いたします。

被保険者氏名

（自筆で署名）